

(令和6年9月県議会定例会報告)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 の規定に基づく健全化判断比率及び資金不 足比率の報告書

山形県

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和6年10月8日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	12.8 (25.0)	218.3 (400.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載した。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載した。

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る資金不足比率を次のとおり報告する。

令和6年10月8日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
流域下水道事業会計	—
電気事業会計	—
工業用水道事業会計	—
公営企業資産運用事業会計	—
水道用水供給事業会計	—
病院事業会計	8.1
土地取得事業特別会計	—
港湾整備事業特別会計	—

備考

- 1 資金の不足額がないものは、「—」を記載した。
- 2 経営健全化基準は20.0%である。